

解答及び解説

- ※10分を超えて復習する必要はありません。
- ※解答時間5分、復習時間10分までとしてください。
- ※最後のページに回答一覧があります。

児童養護施設等での虐待の発生状況



こども家庭庁ホームページ - 政策 -
社会的養護 - 資料集「社会的養育の推進
に向けて（令和7年10月）」 p 200

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
届出・通告受理件数	193件	214件	288件	220件	233件	254件
都道府県等が虐待と認めた件数	46件	71件	87件	62件	83件	87件

H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
277件	246件	290件	372件	387件	422件	541件
99件	95件	94件	121件	131件	145件	171件

虐待防止法の 4(5)つの 類型（児童福 祉法33条の 10、同33 条の11）

- ・一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 **—身体的虐待**
- ・二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 **—性的虐待**
- ・三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 **—ネグレクト**
- ・四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 **—心理的虐待**
- ・施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。 **—有害な影響を及ぼす行為**

通告義務 (児童福祉法 33条の1 2)

- ・児童養護施設職員等による被措置児童等虐待に係る通告
- 第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県知事又は市町村長に通告しなければならない。
- ⇒・通報を行う主体は、発見した者
(通常は、職員 (=法人・事業所ではない))
- ・虐待を受けたと思われる (=確証までは不要) 園児を、
 - ・都道府県又は市町村に通告(通報)する義務がある
- ⇒もっとも、通常は、施設から都道府県又は市町村に連絡することになる。

刑事罰

- ① 身体的虐待：刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
- ② 性的虐待：刑法第176条不同意わいせつ罪、第177条不同意性交等罪（令和5年7月改正）
※性的姿態等撮影罪
- ③ 心理的虐待：刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
- ④ 放棄・放置：刑法第218条保護責任者遺棄罪

- 児童養護施設等での職員による虐待は、令和5年は、約（ア、150件、イ、170件、ウ、200件）、令和4年は、（ア、150件、イ、170件、ウ、200件）発生しており、（ア、年々増加しており、イ、年々減少しており、ウ、この数年は横ばいであり、）、平成23年と比較すると令和5年は約（ア、2倍、イ、4倍、ウ、8倍）の件数となっている。
- 被措置児童等虐待の種類は、いくつありますか？
答え （ 4 (5) ）個
- 同法上の、虐待類型全てを答えてください。
答え （ 身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、（心身に有害な影響を及ぼす行為） ）
- 次の問題について、○又は×で回答してください。
（ × ）児童養護施設等で虐待通報義務があるのは、保護者による虐待を発見したときのみである
（ × ）本人が嫌がっておらず、施設長の同意があれば、身体拘束は認められる
（ × ）故意がなければ、虐待に該当しない
（ × ）法律上、罰則がないから、虐待行為を行っても刑法に違反することはない
- 児童福祉法（認定子ども園法）上、次の義務が定められている。空欄を埋めてください。
第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けた（と思われる）児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県知事又は市町村長に通告しなければならない。